

杉戸町医療機関等物価高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、原油価格、物価高騰の影響を受けている医療機関等の負担を軽減し、もって安定的かつ継続的な事業運営を支援するため、町内医療機関等に対して杉戸町医療機関等物価高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、令和7年1月1日時点において、町内に所在し、かつ、別表左欄に掲げる医療機関等とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与している者は、補助金の交付の対象としない。

(補助金額及び回数)

第3条 補助金の交付額は、別表右欄に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付回数は、1施設（事業所含む。）につき1回を限度とする。

(交付申請及び交付決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、杉戸町医療機関等物価高騰対策事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長が定める期間内に町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定し、申請者に対し、杉戸町医療機関等物価高騰対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(交付の取消し等)

第5条 町長は、補助金の交付を受ける者又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは全部を返還させることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたと

き。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第2条、第3条関係）

区分	交付額
病院	10万円
一般診療所（有床）	7万5千円
一般診療所（無床）	5万円
歯科診療所	5万円
薬局	2万5千円
障がい者入所施設	10万円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づくグループホーム	3万円
障がい者通所事業所	3万円
障がい児通所事業所	1万5千円
障害者総合支援法に基づく訪問介護事業所	1万5千円